



第176号

平成31年4月1日発行

発行所

(一社)東京都トラック協会大田支部

〒143-0006

東京都大田区平和島5-11-1

TEL 03-3766-3261

ホームページアドレス

<http://www.ttaota.com/>

移り行く環境の中で

政府が天皇陛下の御退位と皇太子さまの
 天皇御即位に向け、国民のお祝いムードを盛
 り上げるためにゴールデンウィークを十連休
 にすることが決定し、報じられている。陛下
 におかれましては大変な重責であったと思わ
 れます。しかし、企業としてはこの連休で資
 金のやり繰りに苦慮する会社もあるでしょう。
 中小企業が多いトラック業界では剰余金が
 潤沢にある会社ばかりではないと思います。
 そこには、事業承継問題が浮上してきます。
 同族経営が多い中小企業では、会社内部の規
 律が曖昧で前に進まない、といったこともあ
 るかと思えます。また前回の支部だよりで、
 共同化の話やM&Aの話も出ておりました。
 本来生き残りを賭けて、場合によってはそう
 いう道もあるべきところ、同族経営からの脱
 却が難しいが故に前に進まないといった事情
 もそこにはあると思えます。

- ① 誰に
- ② いつ
- ③ どういう形で

(内部規律がしっかりしていれば問題はあり
 ませんが、中小企業では多くはそうではあ
 りません)。

資産の移動については物理的問題ですから
 計画的に行うことが出来ます。しかし①②③
 についてはリーダー次第という側面が現れま
 す。中小企業では役員についても定年制を決
 めている会社は少ないと思われれます。会社によ
 つては①は決まり易いでしょう。しかし②
 と③は内部規律がしっかりしていない中小企
 業では難しいところです。それこそリーダー
 シップ次第となります。

前述した、会社の規律の問題に戻りますが、
 法令順守・コンプライアンスなどの言葉が昨
 今よく使われています。それに則っていない
 場合は不安が残ります。

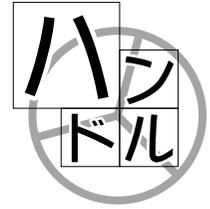
そんな中で業界紙にはホワイト物流なる言
 葉が出て来ました。女性や高齢者層を含む多
 様な人材が活躍できる労働環境の実現を目指
 すとしています。

働き易い環境、つまり重量物は無い、長時
 間労働がない、休日出勤がない環境は運賃が
 上がり難い状況では実現が難しいのが実態で
 す。ここに旧態依然の実情があります。出来
 ない理由を上げた先に進みません。旧態依
 然を脱却していく努力をして業界への見方が
 変われば事業承継もし易くなる時代が来ると
 思うこの頃です。

標準貨物自動車運送約款の改正に伴う諸手続は
 お済みですか？

〈お問い合わせは支部事務局迄〉

～未手続のままですと罰則や行政処分の対象となります～



いつやる？今でしよう！

少し前のはやり言葉は今さら持ち出して何を言いたいのか？この四月から施行される「働き方改革」関連の法令に対しての我々のなすべき事である。年五日の年次有給休暇の確実な取得は単に休みを与えるだけでなく人件費増を伴う。ただでさえ乗務員不足で週に一日か二日休みを与えるのが精一杯なのに、役職者に乗務させるしかない会社も出てくるのでは？そして多くの会社は二年後に残業規制も施行され残業単価も上がる。これらを乗り切る為には適切な運賃の收受と運行内容の見直し、改善しなく、取引先と折衝するのは「いつやる？今でしよう！」と腹を括るべきではないか。適切な運賃收受の第一歩は「標準貨物自動車運送約款の改正」に伴う届出をする事。しかし平成二九年十一月に改定され同年十二月末までに届出するように促されたにも関わらず未だ半分の会社が届出をしていな

いとの事。これでは戦う身支度が出来ないのでは？貸切契約の拘束時間も八時間以下にするか車庫発車庫着契約にしないと残業時間が減らないし、荷待ち時間・作業に關しての料金設定をするには約款に定める必要がある。昔から一致団結して交渉に臨む事が出来ない業界だが個々にでもとにかく条件の見直し交渉を是非とも行って少しでも我が業界が一般企業並みの労働環境・賃金水準にしていけないと若い人は入ってこない。ホワイイト経営とはブラックな業界からの脱皮。大手の運送会社だけがホワイイトになるのではなく実運送会社我々がホワイイトになる為に「出来なかった」では済まされないと「やらなかった」では会社が潰れる。だから「今でしよう！」しつこく呼びかけ同志を募るのである。みんなで渡れば怖くないから。

支部取扱許認可届出事案件数

平成三十一年一月～三月

◆平成三十一年一月

- 一、許可関係 0件
- 二、事業報告(実績報告含む) 一件
- 三、届出事項の変更 一件
- 四、労基関係 0件
- 五、その他 三件

◆平成三十一年二月

- 一、許可関係 0件
- 二、事業報告(実績報告含む) 0件
- 三、届出事項の変更 0件
- 四、労基関係 0件
- 五、その他 0件

◆平成三十一年三月

- 一、許可関係 0件
- 二、事業報告(実績報告含む) 九件
- 三、届出事項の変更 八件
- 四、労基関係 一件
- 五、その他 0件

あおり運転から思うこと

大森警察署交通課長 原 泰 朝

東京都トラック協会大田支部の皆様には、平素から警察行政各般にわたり、深いご理解とご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

皆様方の交通安全を思う強い意志は、確実に意識の向上につながり、悲惨な交通事故の減少に役立っていると確信しています。昨年の都内の交通事故情勢ではありますが、都内の死亡者数は一四三人で、戦後最小に押さえることができました。(前年比マイナス二二名) また、交通人身事故発生件数、負傷者数ともに大幅な減少を示す等、(交通人身事故発生件数前年比マイナス一七一件、負傷者数前年比マイナス五四九名) 大きな成果をあげることができました。しかしながら、大森警察署管内に目を向けますと、交通事故死者数は三名、(前年比プラス一名) 交通人身事故発生件数は五〇一件、(前年比プラス六八件、負

傷者数は五六〇名で(前年比プラス九三名)となり、更に本年一月には、自転車を押して環状七号線を横断しようとした高齢歩行者とダンプカーが衝突、二月にも、自転車とタクシーによる事故で本年に入り二件の死亡事故が発生するなど、大森警察署管内における交通情勢は厳しい状況となっています。

さて、二〇一七年六月に神奈川県下の高速道路上で夫婦、子供二人が乗った車両を後方からあおり、停止させ、後方から来たトラックに追突され夫婦二人が死亡、子供二人が怪我を負う痛ましい事故が発生しました(第一審判決は危険運転致死傷罪で懲役一八年の判決)。全国的にこのあおり運転行為が次々に話題にあがっており、善良なドライバーがいっ、どの場面で被害に遭うか分からない時代になってしまいました。交通事故は、故意に

よる一方的な加害行為により、被害者になる性質のものではありません。一瞬の不注意により、双方が望まない事故が発生してしまうのが交通事故であるはずなのに心理コントロールができない、一部の者の不法行為に巻き込まれ最悪の結末を迎えなければならぬのか理不尽極まりません。この事故は、走行車線上に停車していた車両にトラックが追突するという結果となっています。追突したトラックは一番の被害者と言えるのかもしれませんが。大型貨物車等は、車両重量も重く制動距離も長くなります。ドライバーの皆様は運転中は周りの状況にも気を配ってもらい、起こり得る全ての状況を想定し、細心の注意を払った運転をお願いします。

最後に、本年は、五月一日から春の全国交通安全運動がスタートします。是非ともこの機会を通じて、更に交通安全の輪を広げていただき、地域の皆様が安全で安心して暮らせる街「大田区」そして、「世界一の交通安全都市TOKYO」となりますようトラック協会大田支部の皆様のご協力を重ねてお願い申し上げます。

税の情報コーナー

大森税務署

4月は「未成年者飲酒防止強調月間」です。

成長過程にある未成年者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、未成年者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

(注)2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、お酒に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。

未成年者がお酒を飲んではいけない5つの理由

- 1 脳の機能を低下させるおそれがあります
- 2 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります
- 3 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります
- 4 アルコール依存症になりやすくなります
- 5 未成年者の飲酒を禁じる法律があります

未成年者の飲酒防止に関する法律

未成年者（20歳未満の者）の飲酒は「未成年者飲酒禁止法」により禁止されています。

この法律では、①親や親の代理をする者は、監督する未成年者の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、未成年者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされており、①に違反した場合は料料、②に違反した場合は50万円以下の罰金が課せられることとされています。

また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、未成年者の飲酒防止に資するため、年齢確認等の必要な措置を講ずることとされています。

未成年者飲酒防止のための取組

国税庁の取組

- 酒類業者に対して、未成年者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しています。
- 酒類小売業者は、未成年者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、販売場ごとに、酒類小売業者への助言と従業員等の指導を行う「酒類販売管理者」を選任することとされていますが、酒類販売管理者が長時間不在となる場合には、代わりとなる責任者を指名するよう指導しています。
- 各業界団体に対して、未成年と思われる者に対する年齢確認の徹底など、未成年者飲酒防止のための取組を推進するよう要請しています。

酒類業者の取組

- 店頭での年齢確認などにより未成年者の飲酒防止に取り組んでいるほか、各地域で「未成年者飲酒防止キャンペーン」などの啓発活動を行っています。
- 未成年者の飲酒につながる広告・宣伝をしないよう、自主基準を定めています。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp —

経済展望

日本経済は緩やかな拡大が続く

商工中金 大森支店

議進展への期待等から上昇基調となった。

消費は持ち直しの動きとなっている。雇用は改善しており、賃金は増加基調にある。設備投資は足元で足踏み感がみられる。生産は足踏みをしている。輸出は足元で弱含んでいる。

物価は川上で下落に転じつつあり、消費者物価の伸び率も鈍化。

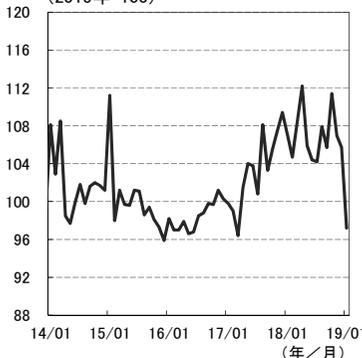
(為替及び金融環境)

為替については、月初に米国の雇用統計で良好な雇用環境が確認されたこと等が材料となり、総じて円安ドル高基調となった。

長期金利は、十年物国債利回りはマイナス圏で推移。FRBやECBのハト派的姿勢等に起因する世界的な金利低下圧力が国内金利にも波及。

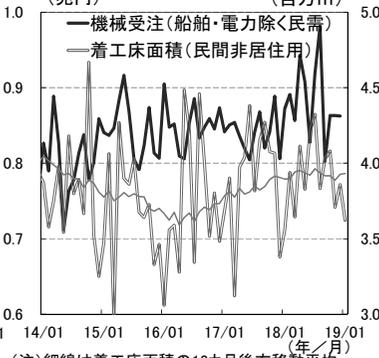
FRBの利上げ慎重姿勢は続いている。原油価格は産油国による協調減産や米中貿易協

資本財出荷指数(輸送機械工業を除く)
(2015年=100)



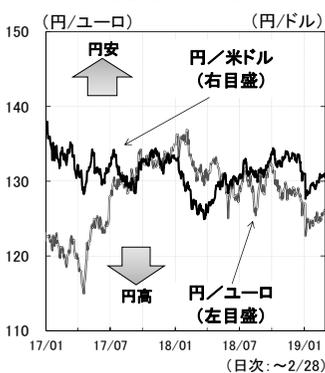
(注)季節調整値。
(資料)経済産業省「鉱工業指数統計」

機械受注額と建築物着工床面積
(兆円) (百万㎡)



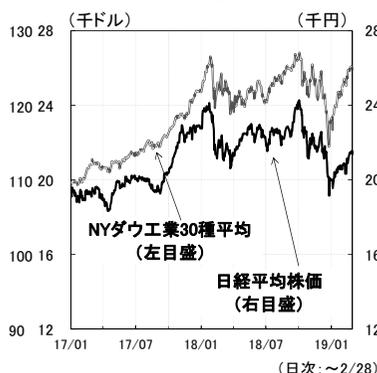
(注)細線は着工床面積の12カ月後方移動平均。
(資料)内閣府「機械受注統計」、国土交通省「建築着工統計」

為替相場の推移



(資料)Thomson Reuters Datastream

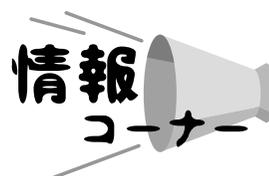
日米株価の推移



(資料)Thomson Reuters Datastream

(まとめ)
最後に、日本経済は緩やかな拡大が続くものの、一部の経済指標に減速感も見られます。米中貿易摩擦等による先行き不透明感も強い中、本稿が経済展望について概観する一助になれば幸いです。また、御支部及び運送業界の今後ますますのご隆盛を祈念いたします。

いよいよ施行されます！ 「改正貨物事業法及び 働き方改革」



充分なご理解と対応策をご準備ください。
下記に簡単に概要と問合せ先を記載します。

働き方改革関連各法律の施行期日等について

(公社)全日本トラック協会

法律・内容		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)
労働基準法	時間外労働の上限規制 (年720時間の適用) 【一般則】		4月1日から 大企業に 適用	4月1日から 中小企業に 適用				
	時間外労働の上限規制 (年960時間の適用) 【自動車運転業務】	<small>※参議院の附帯決議において、「自動車運転業務」については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行なうなど必要な施策の検討を進めることとされた。</small> <small>※参議院の附帯決議において、「自動車運転業務」については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総務省時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始することとされた。</small>						4月1日から 適用
	年休5日取得義務化		4月1日から 適用					
	月60時間超の時間外割増 賃金率引上げ(25%→50%)の 中小企業への適用						4月1日から 適用	
パートタイム 労働法・労働 契約法	同一労働同一賃金(※)			4月1日から 大企業に 適用	4月1日から 中小企業に 適用			
労働者派遣法	〃			4月1日から 適用				

※①短時間・有期雇用労働者に関する正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化、
②派遣労働者について、派遣先の労働者との均等・均衡待遇の確保、③短時間・有期雇用・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由に関する説明を義務化 等

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	2022年度 (平成34年度)	2023年度 (平成35年度)	2024年度 (平成36年度)
「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」(関係省庁連絡会議)	①2023年度(平成35年度)末までのできるだけ早い時期に、全事業者が改善基準告示に規定する1か月の拘束時間の限度及び休日労働の限度に関する基準を遵守 ②2024年度(平成36年度)末までのできるだけ早い時期に、全事業者の全ドライバーの時間外労働が年960時間以内 長時間労働を是正し、生産性向上を促進するため、労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化を柱とした環境整備等を実施						
「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」(全ト協)	2023年度(平成35年度)末までに、時間外労働年960時間超のトラックドライバーをゼロに						

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省 HP 『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

相談窓口のご案内

法律について

- 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

課題解決の支援

- 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.iohas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ https://iryu-kinmukankyuu.mhlw.go.jp/information/

その他

その他の相談窓口

「ご存知でしたか？」 ～車輪脱落事故防止は正しい知識から～ タイヤ交換時にはご注意ください

日本自動車工業会のホームページを開くと、車両の点検や今回取り上げたタイヤの取扱等パンフレット、理解度テストまで無料でダウンロードできます。今回は特に多発している車輪脱落防止のためのポイントを紹介しします。大型車だけでなく小型車にも一部の車種は該当します。

大型車の
車輪脱落を防ごう！
合言葉は

おちない

徹底しよう！大型車の車輪脱落を防ぐ4つのルール

お きまりのトルクで
きちんと締め付けて

規定のトルクで確実に締め付けを

締め付け方式には、球面座で締付けるJIS方式、平面座で締付けるISO方式があります。規定のトルクで確実に締め付けてください。

※ホイールナットの締め付け不足、締め忘れ防止のため、ナット締め作業時(終了後)、「規定の締め付けトルク」で確実に締め付けたことを確認するよう、お願いします。

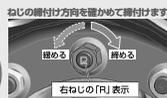


ち ゃんと増し締め
交換後

50～100km走行後に、しっかり増し締めを

締め付け後は初期なじみによってホイールナットの締め付け力が低下。50～100km走行後を目安に、増し締めしてください。

Mr.整備くん



JIS方式(球面座)ダブルタイヤの場合

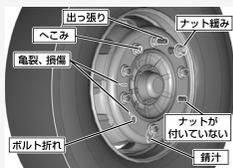


※この図は右側タイヤの場合です。

な っと見て
ボルト触って
さあ出発！

一日一回の日常点検を

運行前にホイールボルト、ナットを目で見てさわって点検してください。異常を発見したらすぐ整備工場へ。



い や待てよ？
ボルトとナットは
適正か？

ホイールに適合したボルト、ナットを

スチールホイール、アルミホイールの履き替えには、それぞれ適合するホイールボルト、ナットの使用が必要です。必ずご確認ください。

※JIS方式では、アルミホイール(スチール)用のホイールボルト、ナットで、スチールホイール(アルミ)は履けません！ISO方式では、スチールホイール用ホイールボルトで、アルミホイールは履けません！



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
<http://www.jama.or.jp/user/>

- 国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車車輪脱落防止連絡会
- 日本自動車工業会 いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDトラックス
- 全日本トラック協会 日本バス協会 全日本家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会
- 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ施工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会
- 全国石油商業組合連合会 日本自動車部品工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会
- 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会



支部事業活動



平成最後の「(一社) 東京都トラック協会大田支部」並びに「城南運送事業協同組合」合同新春賀詞交歓会」が今年は「羽田ギャラクシーホール」に於いて、一月二十二日(火)の十七時より開催された。

- 司会の池上分会若田仁宏氏による開催の発声後、両団体を代表して松原支部長の挨拶で幕を開けご多忙の中ご出席を頂きました。来賓の方々より下記の順に新春のご祝辞を頂きました。
- 1 国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 支局長 高山和征様
 - 2 大田区 区長 松原忠義様
 - 3 (一社) 東京都トラック協会 会長 浅井隆様
 - 4 警視庁蒲田警察署 署長 勝見忠法様

- 5 大田労働基準監督署 署長 久末吉一様
- 6 東京都トラック運送事業協同組合連合会 会長 石川和夫様
- 7 株式会社商工組合中央金庫 大森支店 支店長 内田 実様

続いてご挨拶を頂けなかったご来賓のご紹介をさせて頂き、ご紹介終了後賀詞交歓会は終了。

司会者を田園調布分会の迎野光雄氏にバトタッチして初めに今年度「国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 功労者 表彰」を受賞された 長州梱包運輸株式会社 代表取締役 藤村幸太郎様が壇上に上がり松原支部長より記念品を贈呈されました。

引き続き合同懇親会に移り、主催団体を代表して公務にて退出された城南運送事業協同組合 浅井隆理事長に代り同組合 副理事長 関 輝夫氏に開催のご挨拶を頂き、乾杯のご発声を(一社)東京都トラック協会 適正化事業部 部長 小沼進一様にお願ひし歓談へと移った。

今回は平成最後、又、トラック協会の会長として当支部の浅井隆氏が就任され本格始動の年、そして様々な難問を抱えている我々の

業界が一丸となり大きく翔たけるようにとの想いを込めて会場をアペアから羽田空港ターミナル内「羽田ギャラクシーホール」にて開催致しましたが、会場の関係か出席者は昨年より少し少なく残念でしたが、中締め挨拶で田園調布分会長の岸 眞介氏から我々が直面する課題をストレートに示唆する発言と恒例の歴代青年部長を壇上呼び寄せ、今期青年部長には暫定税率に対しどのように活動すべきかを言わしめさせ会場を歓喜に沸かせながらの三本締めにて締めくくりました。

支部報告

◎脱会

脱会日…十二月(蒲田)
社名…(有)タケムラ
代表者…竹村道雄 様

脱会日…十二月(地区外)
社名…大栄運輸(株)
代表者…中原善和 様

◎商号・組織および代表者変更 その他変更

▽変更月…二月

社名…東蒲運輸(株)

代表者…新井松井 様

旧井松井龍海 様

▽変更月…十二月

社名…(株)アライアンス・コーポレイ

ション

代表者…今村雄治 様

住所…〒一四三〇〇〇二

大田区城南島四一八一二

▽変更月…十二月

社名…日和運輸倉庫(株)

代表者…佐藤流生 様

住所…〒二一〇一〇八六九

川崎市川崎区東扇島十八一

ロジポート東扇島

電話…〇四四一二九九一〇三九一

FAX…〇四四一二七一〇二九

※※ 業務日誌 ※※

2/6	東ト協 (三組織合同セミナー・新年会)	3/9	青年部 (三支部交流会)
2/6	運輸安全委員会	3/11	東ト協 (税制金融委員会)
2/9	田園調布分会 (新年会)	3/11	東ト協 (総務委員会)
2/13	正副支部長会議	3/13	正副支部長会議
2/13	労務厚生委員会 主催 研修会	3/14	東ト協 (経営教育委員会)
2/14	広報・情報委員会	3/14	税制金融委員会
2/15	池上分会 (新年会)	3/15	広報・情報委員会
2/16,17	青年部 (宿泊研修旅行)	3/15	東ト協 (環境委員会)
2/19	東ト協 (第6回防災IP無線定期通信訓練)	3/18	東ト協 (常任理事会)
2/19	東ト協 (物流政策委員会)	3/18	東ト協 (労務厚生委員会)
2/19	常任理事、理事 合同理事会 (H31年度 支部予算 決定)	3/28	東ト協 (理事会)
2/21	田園調布分会 (運転者講習会)	4/6	池上分会 (健康診断)
3/2	大森分会 (一日旅行)	4/10	正副支部長会議
3/2	女性部 (幹事会)	4/10	東ト協 (運輸安全委員会)
3/4	東ト協政治連盟 (本部 第11回 政経パーティー)	4/12	監査会 (H30年度 収支決算書 監査)
3/5	東ト協 (広報・情報委員会)	4/15	東ト協 (第1回 フェスタ実行プロジェクト会議)
3/5	蒲田分会 (運転者講習会)	4/17	大森分会 (健康診断)
3/6	池上分会 (運転者講習会)	4/19	大森分会 (街頭活動) 湾岸警察署依頼 (大田市場)
3/6	池上分会 (役員会)	4/23	常任理事、理事 合同理事会 (H31年度 通常総会用)
3/6	大森分会 (運転者講習会)		
3/8	東ト協政治連盟 (本部 第12回 政経パーティー)		



池上分会

新年度がスタートしました。

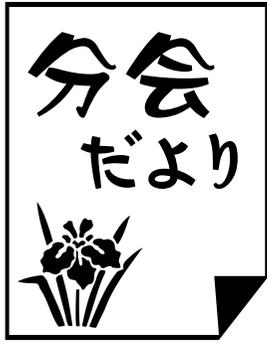
分会員の皆様には、日頃より分会活動に御理解、御協力を頂き、ありがとうございます。

この時期は花粉症との戦いに苦戦している方も多いのではないのでしょうか。私も何十年と戦い、毎年惨敗しております。

さて今回の支部だよりは四月一日号です。

この支部だよりを読んで頂いてる頃には新元号が発表されているのではないのでしょうか。

平成の時代は災害や大事件等、悪いイメージがなかなかあった記憶があります。景気も上向きとは言えず物流業界も元気がなかったよう



に思います。

新元号に変わり、来年開催される東京オリンピックを機に物流業界が潤ってくれる事を期待したいものです。

それでは分会の活動報告をさせていただきます。

二月十五日（金）大森東急REIホテルにて、分会新年会を開催いたしました。

小宮分会長による開会挨拶に始まり、本部佐藤副会長、谷口副支部長、池上警察署木村交通課長にご挨拶を頂き、終始和やかな新年会になりました。

三月六日（水）池上会館にて運転者講習会を開催いたしました。あまり天気が良くない中、七十二名に出席していただきました。池上警察署より最近の事故傾向、三井住友海上より加害者の責任等の講習をしていただきました。

その後の役員会では、三十年度事業報告、三十一年度事業計画についての話し合いを行いました。

今後の予定としては、春の全国交通安全運動に伴う一〇〇交差点一斉街頭活動、分会通常総会、秋の研修旅行を予定しております。

分会行事に一人でも多くご参加いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

蒲田分会



新年度がスタートいたしました。分会員の

皆様方に於かれましたは、常日頃、分会の維持・発展に向けたご尽力を賜り、ありがとうございます。今年より感謝申し上げます。五月より新元号となり、今年には様々な対応が必要になります。今年のゴールデンウィークは10連休となることで各企業が対応に追われており、我々物流業界も人手不足の問題が深刻化するなか、客先と連携し、社内の調整も行わなければならない、日々、事前準備の対応に追われている方も多いのではないのでしょうか。

さて、分会活動報告をさせていただきます。

三月五日（火）運転者講習会を蒲田・大田産業プラザピオにて開催いたしました。今回も大勢の方にご参加頂き（100名参加）開会の挨拶を松原支部長、海原分会長それぞれより頂いた後、第一部はビデオ「注意一秒 怪我一生」を観賞し、講師としてお迎えした、蒲田警察署 交通課長 岩坪浩美 様より管内事故状況、事故防止対策を、資料を基に実例を交えながらご講話を頂きました。

また、第二部では、いすゞ自動車首都圏株式会社 ソフトビジネス部 シニアスタッフ

坪井信次 様より運転支援装置を備えるトラックの運転方法として、ビデオ「運転支援装置機能について」を鑑賞後、バックモニターの正しい活用方法やタイヤの点検などについて、資料を基に詳細にご講話を頂きました。

トラックに様々な運転支援装置が装備されることでドライバーへの負担を軽減することが可能となりましたが、運転支援装置による安心感からくる油断には十分注意しなければなりませんと感じました。

また、昨今はマスコミにより危険運転問題が取り上げられることが多くなり、我々トラック運送事業のイメージは良くない方向へ向いております。トラック運送事業に携わる者としては、今後も交通安全を遵守し、無事故に繋がる取組を地道に行うことで業界の発展とイメージの回復に貢献していかなくてはならず、トラック運送事業者としての責任の重さを改めて認識する良い機会となりました。

今後の予定ですが、春の健康診断を四月二十七日(土)十三時より六郷文化センター(日程変更も有)と、五月七日(火)十六時より大田産業プラザピオにて予定しております。

分会員の皆様方に於かれましては、是非ご参加いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

次に夏頃開催を予定しております蒲田分会

親睦会について告知させて頂きます。内容は未定となっておりますが、分会員同士の親睦をより深めることのできるイベントを現在企画しております。詳細が決まり次第、分会員の皆様にはご案内させて頂きますのでその際には是非、宜しくお願いいたします。



大森分会

一月二十九日(火)十八時より、大森東急

REIホテルにて新年会を開催致しました。

菊池 隆三常任理事が司会を務め、谷口

眞二分会長の開会挨拶で始まりました。

続いて、(一社)東京都トラック協会 佐

藤 雄平副会長、警視庁大森警察署 増子

洋幸副署長、(一社)東京都トラック協会大

田支部 小宮 邦裕副支部長より、それぞれ

御来賓の挨拶を賜りました。

その後、警視庁大森警察署 岡野 利昭交

通課長、城南運送事業協同組合 大島 光一

事務局長をご紹介させていただきました。

課長の乾杯の御発声で宴が始まりました。

交通安全、駐車違反、燃料や高速料金の高

騰、人材不足など、活発に意見を交換する中、

吉本 花子副分会長の『右肩上がり』の中締

めでお開きとなりました。

三月二日(土)、日帰り分会旅行で箱根方面に行ってまいりました。参加者は0歳児一名、子供三名を含む総勢三十二名でした。お天気は大きく崩れることなくガラスの森サンドブラスト体験やロープウェイ、芦ノ湖の海賊船に乗船など、楽しい時間を過ごせました。

三月六日(水)十八時より、大森スポーツセンターにて運転者講習会を開催しました。

海老名副分会長が司会を務めました。DV

D『償いの十字架』を視聴した後、谷口分会

長が開会の挨拶をしました。続いて、二月二

十五日に着任された警視庁大森警察署 原

泰朝 交通課長よりご講話いただきました。

その後、三菱ふそう品川支社のご紹介で、

損害保険ジャパン日本興亜(株)本店自動車営業

第二部 第三課 長谷川 良樹 特命課長よ

り『健康起因の事故防止』について、ご説明

いただきました。最後に、クオカード抽選会

を行い、閉会しました。参加者は八十九名で

した。

田園調布分会



すっかりあたたかくなり、春たけなわの毎日を分会員皆様はいかがお過ごしでしょうか？

日頃より分会活動にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

さて、分会活動報告をさせて頂きます。

◆二月九日(土)

木曾路・旗の台店に於いて、午後六時より平成三十一年度分会新年会を開催。

青山理事の司会進行で岸分会長の挨拶の後松原支部長からも新年のご挨拶を賜りました。橋場(株)中山貢一氏による乾杯のご発声に続きふぐと牛しゃぶしゃぶを堪能しつつ、業界の山積する諸問題や個人的な話題について歓談、予定時間を上回る楽しいひと時となりました。

◆二月二十一日(木)

大田区嶺町特別出張所・小集会室に於いて午後六時より分会主催「春の運転者講習会」を開催。

DVD視聴講習後、田園調布警察署・門向交通課長から講話を頂戴致しました。引き続き(株)アシアの伊波興司様を講師にエコドライブ講習を受講。

今年の「春の全国交通安全運動」は四年に一度の統一地方選挙が行われるために五月実施となりますが、四月は小学校に入学する新児童、自転車通学を始める中高生が増える時期ですので、会員事業所運転者の皆さんには十分な安全確認を怠らない様にご指導をお願い致します。

ひろいよみ

物流系の新聞記事の中で「自家用トラックの活用を」と言う記事を目にしました。記事の内容は、経済成長と競争力の強化に資する物流改革の中で物流版

シエアリングエコノミー：運送事業者に自家用トラックの使用を認めるよう提案されている。車両五台以上の保有、運行管理者による点呼をはじめとした安全面を担保するために設けられた様々な規制が存在しており、実態としては難しい指摘。安全管理システムを搭載した車両および、労務管理システムを導入・利用した物流事業者については営業用トラックと同等の水準が保たれる為、輸送手段が困難な地域を限定で自家用トラックでの有償貨物運送を認めるべきと提案している。いくら輸送が困難な地域であれ、これを認めてしまったら我々運送事業者の誇りである営業ナンバーの意

味はいつたいたいなんなのか？システムを導入しているだけで営業用トラックと同等の水準が保たれるのであれば、私たち運送事業者も自家用トラックと同じ水準に規制緩和してもらいたいものです。

経済成長による物量の増大による安価な運送費で競争を強いられ：日本経済・生活を支えるトラックドライバーと言われながら、ドライバーは重労働、低賃金、長時間労働：免許制度も変わりドライバー職を選ぶ人は減り：環境負荷の低減で、コスト高のトラックを買い：燃料は高値で推移：いつまで私たちはこのような環境で会社を営んでいかなければならないのでしょうか？今一度トラック協会・協会会員皆で営業ナンバーの意味をアピールし、運送業界の未来に繋げる何かを打ち出していかなないと、人手不足や物流費の高騰を理由に営業ナンバーは時代の波に飲み込まれ消えていってしまうのではないかと危機感を覚えるそんな記事でした。

らくがき

近代の日本においては政府の年度変わりが四月であるせいも、大多数の若い人達がこの時期に人生の節を迎える季節のようです。

多くの人は、入学・進級・卒業等を数回繰り返し、家庭では起り得ることの無い自分の意図しない出会いや別れを経験し、社会的ストレス（精神的緊張）への耐性を育まれたり回避の仕方を得たりして行くシステムを通過し社会人へと成長して行きますがイレギュラーな人生を歩む人が居ることも否定でない事実でもあります。

昨今世の中で騒がれている、あおり運転・児童虐待・介護虐待等々精神疾患がもたらす事件や事故が目立っているように感じます。

事件性の小さいものとして多くの人に認

識されている虐め・引きこもり・パワハラ・DV等も前者の言換えに過ぎず、全てが精神疾患が起こす異常行動で有る事が医学的に立証されてきているようで、中には遺伝的な傾向を示すものもあるようです。

社会生活において特に日本人は礼節を重んじるが故に「〜であるべき」とか「〜でなければならぬ」といったバイアス的な感情を他者へも求め強要しがちであり、健常者にとっては良い面も多く認められますが、いざ精神的疾患を持つ者に対しても同じ感覚や強度で求めてしまう傾向も多く認められています。

多くの精神的疾患者は外見的には健常者とまったく変わらずに社会生活を営んでおり、余程の知的障害を伴う疾患者でない限り、疾患者本人においてさえもその存在に気付かれずに過ごしている可能性の大きな問題でもあります。

我々は他者との違いを自分から見えてどう

こうという絶対的ベクトル値で判断しがちな傾向があり、自分を正常値の中心と捉えてしましますが、第三者を基準値として自分と他者の相対的なベクトル値で見直す事により双方の疾患性や障害を発見できたり生活に不都合な問題の回避方法が見つかりたりもしやすいとも聞きます。

最近生活の中における福祉と防災について興味を湧いてきている筆者ですが、自身の発達障害部位を自己認識し、これに将来は加齢による認知障害が加わって行くのだと思うと、現在の自分を取り巻く環境のままでは些か不安を感じております、皆様の生息されている環境は如何でしょうか？

個人の意識改革等もちろん大事ですが、家庭・地域・職域等色々な影響要素の多い生活環境ですが他人の幸せに繋がる自己の幸せを見つけたる努力をしてみたいと思っております。

活動報告
青年部

日頃より青年部活動にご理解、ご協力を頂き誠に有難うございます。

新年研修会

平成三十一年一月二十六日(土)に蒲田プラザアペアに於いて新年会・研修会を開催致しました。種村幹事の司会のもと、塩田青年部長挨拶のあと、毎年恒例となっている『私の履歴書』と題して、講師に株式会社ジャパンキャリアアカー代表取締役 藤来有二様をお招きし、幼少期の頃のお話しや、起業されて現在に至るまでのお話をいただき、大変有意義な時間を過ごしました。

その後の懇親会では、塩田青年部長の挨拶の後、ご来賓を代表して松原支部長にご挨拶を賜り、内田女性部長代理に乾杯のご発声을いただき、歓談となりました。最後にトーヨーエキスプレス株式会社三浦部員の中締めでお開きとなりました。

研修旅行

平成三十一年二月十六日(土)・十七日(日)の二日間

で宮城県東松島市、南三陸にて研修旅行に行きました。今回の研修旅行は未曾有の大災害から八年が経ち、被災地の現状を認識すべく赴きました。一日目は東松島市で市長随行秘書の雁部氏、市職員の川口氏にお出迎え頂き、旧野蒜駅を案内して頂きました。震災の津波で駅舎から線路まで流されてしまいホームだけが残っていました。残されたホームは取り壊さず伝承館として残すそうです。伝承館として残った旧駅舎の外壁



には当時の津波の高さ(3.7M)のしるしがあり、改めてその恐ろしさを感じました。



二日目は南三陸のホテルから、地元の語りべ佐藤様にバスに同乗して頂き、震災当時の体験談を話して頂きました。

実際に被災された方の言葉に当時の凄まじさを実感しました。

三支部交流会

平成三十一年三月九日(土)に港支部・品川支部・大田支部での毎年恒例となっている三支部交流会を行いました。

今年の幹事は港支部ということで、芝パークホテルに於いて、『トラック事業者の労務管理と行政管理のポイント』というテーマで、働き方改革が運送事業者へ与える影響について講義を受けました。

交流懇親会では、普段交流の無い港支部、品川支部の方々と交流を深めてきました。会員数が減少している中、このような他支部との交流を図り人員確保のことや、情報交換などを行っていくことを大切にしていくべきことではないかと思えます。

今後も青年部活動にご理解・ご協力をお願い致します。

活動報告 女性部

一月以後の活動について

今年はや暖冬といわれており、桜も早く咲きそうです。

日頃から部員の皆様には、女性部の諸活動にご理解、ご協力を頂き有難うございます。三十一年度もよろしくお願い致します。

運送業界を取り巻く直近の環境は、なかなか実感が得られない景気回復ですが、来年開催される東京オリピック、パラリンピックを控え、国内経済の活性化、この秋の消費増税に伴う駆け込み需要の発生が見込まれます。また、運送業界は供給に対して需要が活況となっており、長い間の低料金競争と値下げ圧力によって疲弊しましたが、今年は事業を成長させるチャンスになればと期待しています。

五月から新しい元号になり、運送業界においても事業の追い風になってくれることを願っています。

一月十二日(土)に大森REIホテルにて新年会を開催致しました。

ご来賓に松原支部長、谷口大森分会長、海原蒲田分会長、小宮池上分会長、速水青年部副部長をお迎え致しました。

初めに松原支部長からご挨拶を頂き、ご来賓のご紹介後、速水青年部副部長の乾杯の御発声で、終始和やかな雰囲気の中、終了致しました。

本部女性部では二月十四日一日研修会がありました。大田支部からは三名が参加し、「交通安全環境研究所」と「国立印刷局」を見学致しました。なかなか見学する機会のないところなので良い経験をさせて頂きました。

さて大田支部女性部の今後の活動は、六月八日(土)に東急REIホテルに於いて総会が開催されます。また、秋の研修見学会を九月七日(土)に計画しております。詳細が決

定致しましたら、是非、大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

最後に女性部活動で、皆様にご協力頂き収集しております使用済み切手も引き続き、よろしくお願い致します。

